

# 第2章 自転車利用の現状

## 1. 福岡市の概況

### 福岡市の地域特性

- ・福岡市の人口は令和2年5月に160万人を突破し、**令和 22 年頃まで増加**が見込まれる。
- ・**自転車利用の中心層(生産年齢人口:15~64 歳)の人口は当面横ばい**となる見込み。
- ・15歳から19歳の**若年層の割合が政令市の中でも最も多い**。
- ・福岡市は**政令市の中でも転入・転出が多いまち**。
- ・市内は**比較的平坦であり、高低差が少ないため、自転車が利用しやすい地形**になっている。

### (1)福岡市の人口

・福岡市の人口は、令和 2 年 5 月に 160 万人を突破、増加傾向はその後も続き、令和 22 年には約 170 万人まで増加することが見込まれます。

同時に少子高齢化も進みますが、自転車利用の中心層(生産年齢人口:15~64 歳)の人口は当面横ばいとなる見込みです。

#### ■行区別面積・人口

	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)
東区	69.46	333,468
博多区	31.62	259,657
中央区	15.39	212,537
南区	30.98	269,805
城南区	15.99	133,586
早良区	95.87	224,080
西区	84.16	212,730
計	343.47	1,645,863

資料:福岡市推計人口(R6.4.1)



#### ■人口の推移・将来推計人口



資料:福岡市の将来人口推計 (R6.4)



- ・政令市における若年層の割合をみると、福岡市は15～29歳の人口が全体の16.8%を占めており、政令市の中で最も高くなっています。
- ・福岡市の転入、転出状況をみると、政令市の中でも5番目に転入・転出者数が多く、人口当たりでは2番目に多くなっています。

■政令市における若年層割合

都市名	人口(人)	15～29歳の人口(人)	15～29歳の割合(%)
<b>福岡市</b>	<b>1,612,392</b>	<b>270,487</b>	<b>16.8%</b>
川崎市	1,538,262	257,204	16.7%
仙台市	1,096,704	177,086	16.1%
京都市	1,463,723	235,338	16.1%
大阪市	2,752,412	438,483	15.9%
岡山市	724,691	113,724	15.7%
さいたま市	1,324,025	204,662	15.5%
名古屋市	2,332,176	351,425	15.1%
相模原市	725,493	108,919	15.0%
横浜市	3,777,491	563,948	14.9%
熊本市	738,865	109,888	14.9%
千葉市	974,951	140,303	14.4%
広島市	1,200,754	172,467	14.4%
札幌市	1,973,395	280,226	14.2%
堺市	826,161	116,649	14.1%
静岡市	693,389	93,588	13.5%
浜松市	790,718	106,344	13.4%
新潟市	789,275	105,724	13.4%
神戸市	1,525,152	202,886	13.3%
北九州市	939,029	123,272	13.1%

資料：令和2年度国勢調査

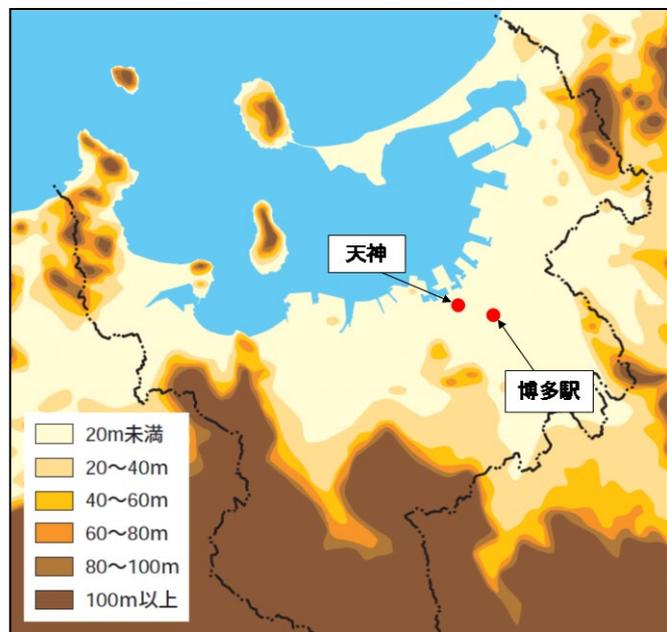
■政令指定都市における転入・転出の状況

	転入者数	転出者数	合計(A)	人口(B)	人口あたり(A/B)
川崎市	405,300	375,776	781,076	1,545,604	0.51
<b>福岡市</b>	<b>374,547</b>	<b>339,120</b>	<b>713,667</b>	<b>1,642,571</b>	<b>0.43</b>
さいたま市	299,272	247,944	547,216	1,344,850	0.41
大阪市	579,175	519,534	1,098,709	2,770,520	0.40
千葉市	199,573	178,832	378,405	979,532	0.39
仙台市	213,957	202,413	416,370	1,097,814	0.38
名古屋市	441,922	432,813	874,735	2,326,683	0.38
相模原市	133,990	122,421	256,411	725,087	0.35
横浜市	646,041	596,552	1,242,593	3,771,766	0.33
岡山市	110,043	117,617	227,660	715,740	0.32
京都市	218,167	226,626	444,793	1,443,486	0.31
広島市	178,658	186,120	364,778	1,185,505	0.31
堺市	118,037	122,331	240,368	812,027	0.30
神戸市	215,429	222,921	438,350	1,499,887	0.29
札幌市	310,140	262,928	573,068	1,969,918	0.29
北九州市	124,917	135,130	260,047	916,241	0.28
静岡市	83,500	88,033	171,533	677,286	0.25
浜松市	92,875	97,639	190,514	779,780	0.24
新潟市	85,178	87,279	172,457	772,388	0.22
熊本市	126,210	835	127,045	738,020	0.17

資料：総務省住民基本台帳人口移動報告、人口動態(2018～2022年の5か年計)  
人口総数は令和6年1月1日時点

## (2)福岡市の地形

- ・福岡市の市街地は、南側を背振、三郡、犬鳴山塊によって囲まれた半円形の福岡平野を中心に形成されています。
- ・平野部は比較的平坦な地形であり、高低差が少ないため、自転車が利用しやすい地形となっています。



# 第2章 自転車利用の現状

## 2. 自転車を取り巻く状況

### (1) 自転車の利用状況

#### 自転車の利用特性

- ・自転車利用の年齢構成は、15～19歳がもっとも多く、40～44歳、35～39歳と続く。
- ・年齢別代表交通手段分担率をみると、15～19歳は自転車移動の割合が大きくなっている。
- ・通勤、業務での自転車の利用が拡大している。
- ・福岡市内居住者の移動手段の中で、自転車の割合は12.2%。
- ・天神・博多駅から半径5km圏内に自転車交通量の多い路線が集中している。
- ・通勤・通学に自転車を利用している15歳以上の人口はやや減少している。
- ・シェアサイクルの利用は拡大しており、月間ライド数は最多月で事業開始時の約104倍に。
- ・近年は一般車に次いで、スポーツ自転車と電動アシスト付の販売台数が多くなっている。

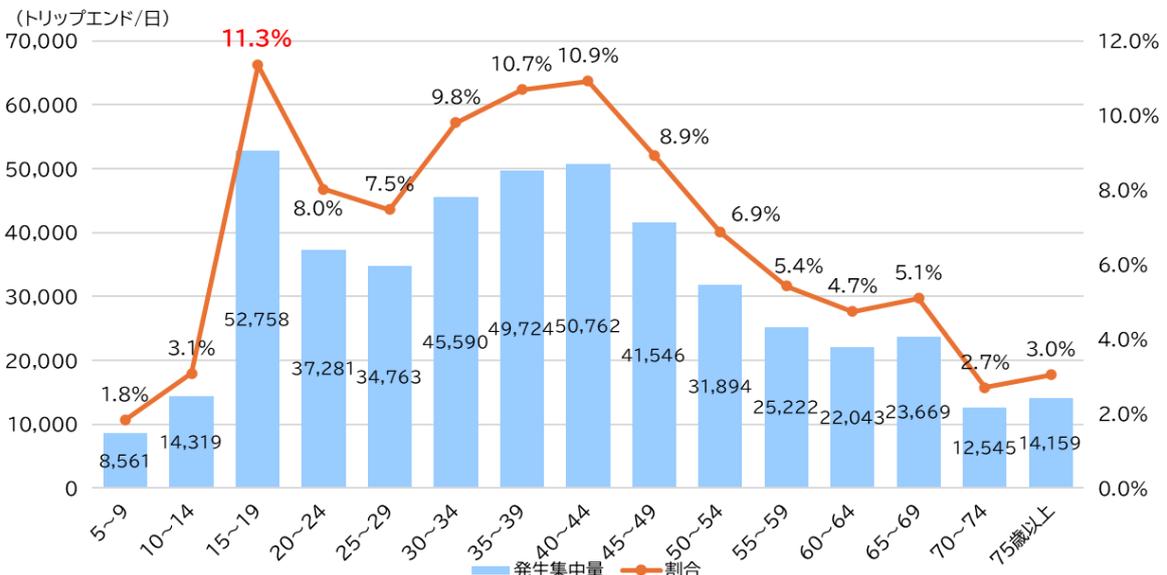
#### 駐輪特性

- ・平成13年に天神地区が全国ワースト1位を記録した放置自転車台数は、継続的な取組みにより大幅に減少し、現在もその水準を維持。
- ・市営駐輪場の収容台数及び1日平均利用台数は、大きく増加している。

### ① 自転車利用の年齢構成

- ・自転車利用の年齢構成は、15～19歳がもっとも多く、40～44歳、35～39歳と続きます。
- ・年齢別代表交通手段分担率をみると、15～19歳は自転車移動の割合が大きくなっています。

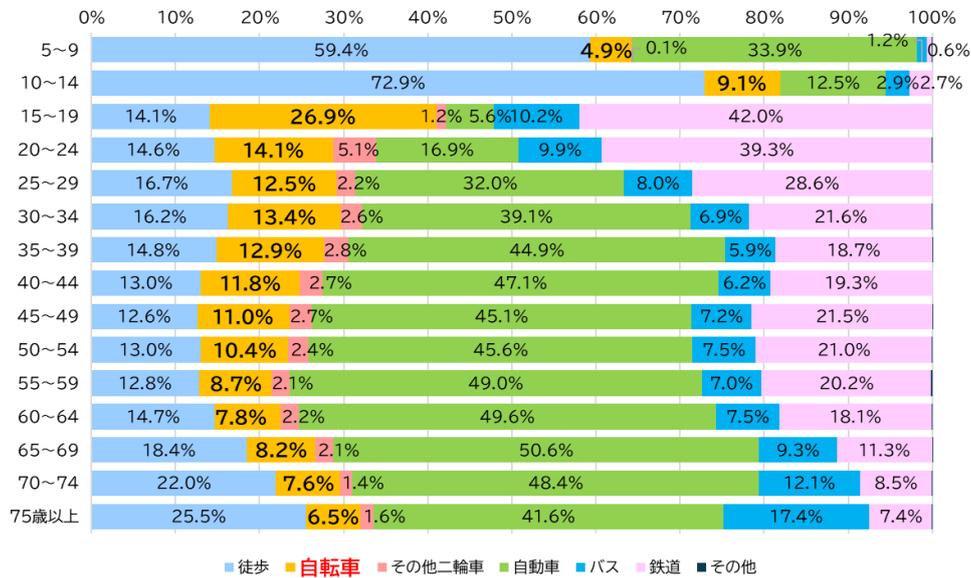
#### ■ 自転車利用の年齢構成



資料：北部九州圏パーソントリップ調査



### ■年齢別代表交通手段分担率

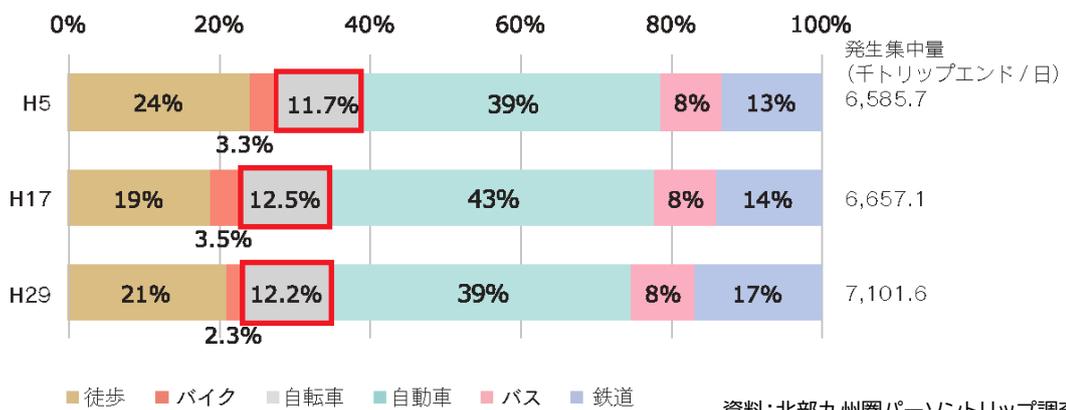


資料：北部九州圏パーソントリップ調査

## ②交通手段

・福岡市内居住者の移動手段の中で、自転車の割合は平成 29 年の北部九州圏パーソントリップ調査で 12.2%であり、前回調査と比較すると概ね横ばいとなっています。

### ■交通手段



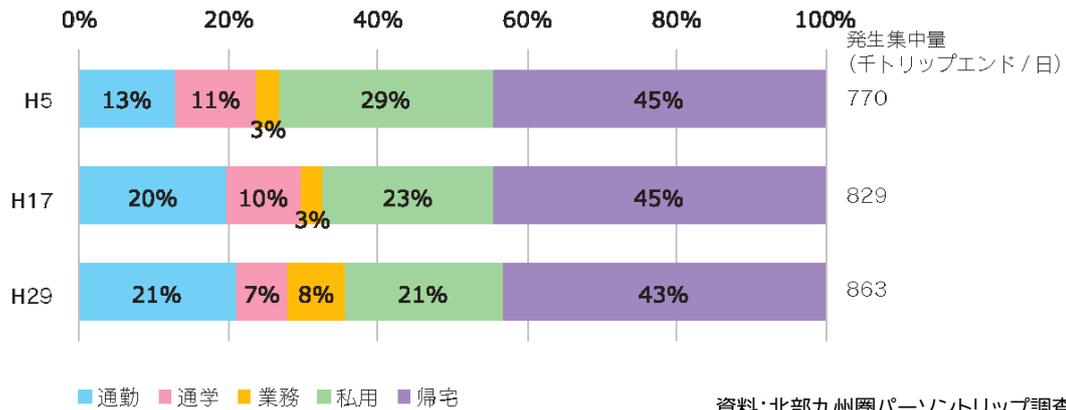
資料：北部九州圏パーソントリップ調査

# 第2章 自転車利用の現状

## ③自転車の移動目的

・福岡市内居住者の自転車利用者の移動目的は、通勤、業務の割合が拡大しています。

■自転車の移動目的

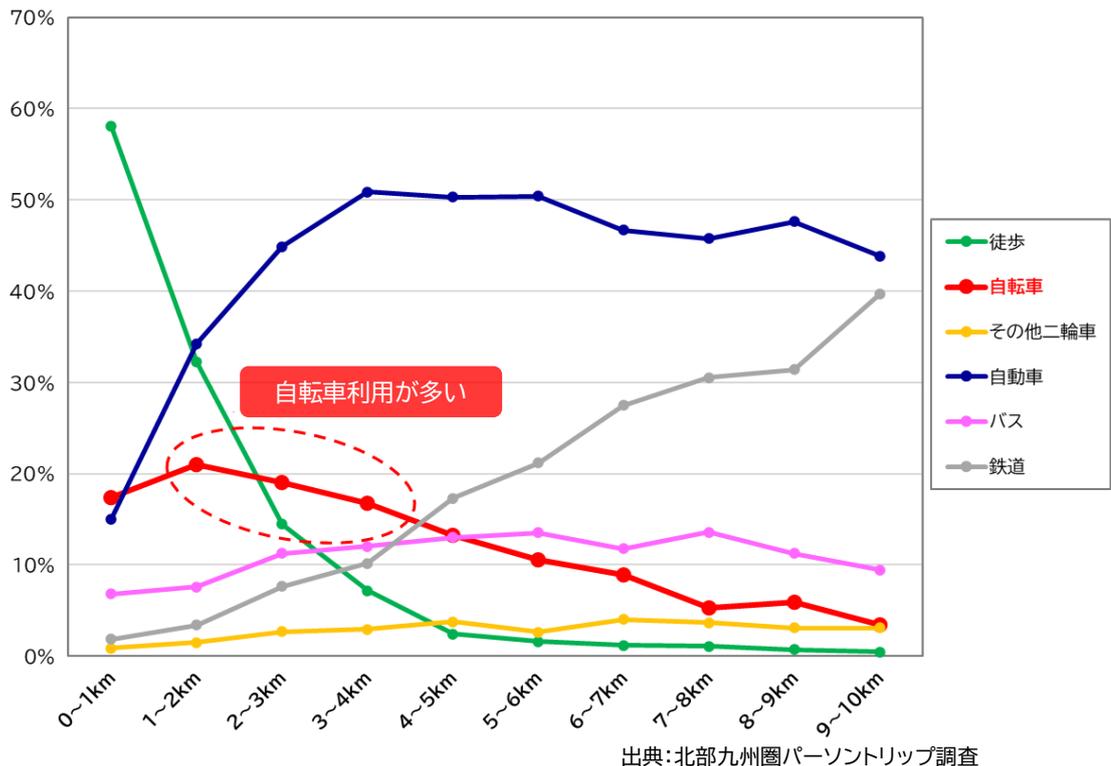


## ④移動距離の分担率

・距離別における自転車利用者の分担率は、徒歩、自動車を除くと3~4km までの移動が約2割と最も多くなっています。なお、福岡スマートシェアサイクル事業の利用実績でも平均移動距離は2km程度となっています。

・4~5km を超えると、自転車での移動が公共交通機関(鉄道・バス)と入れ替わる結果となっています。

■距離分担率(H29)

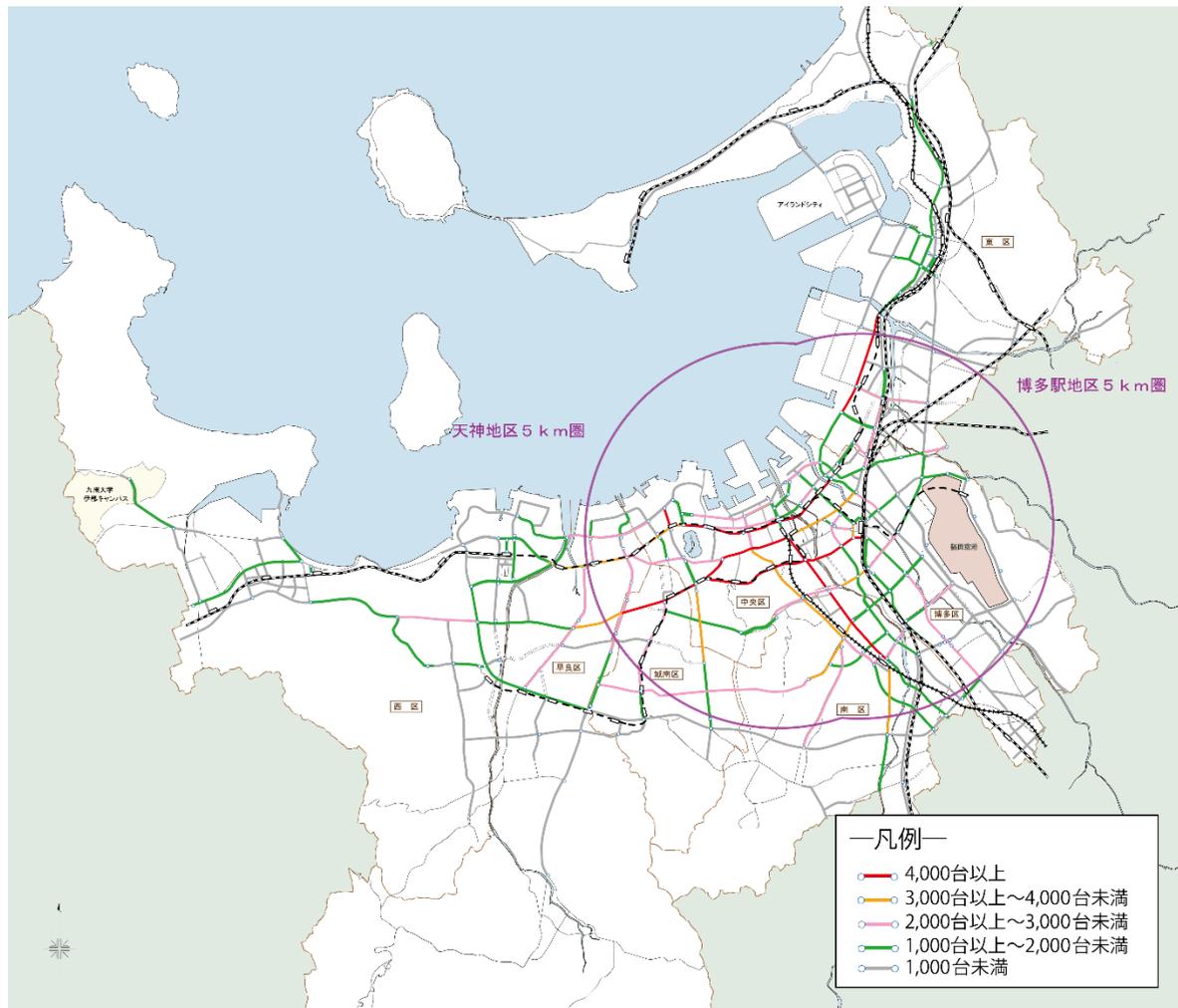




## ⑤自転車の交通量

・自転車 12 時間交通量をみると、天神・博多駅から半径 5km 圏内に交通量の多い路線が集中しています。なお、国交省の資料によると都市部における5km 程度までの移動は自転車が最も早いとされています(P4参照)。

### ■自転車 12 時間交通量



出典

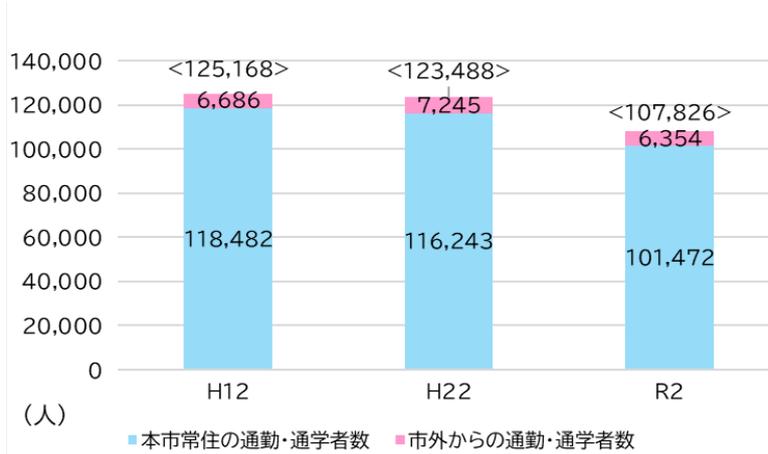
- ・H17, H22 交通センサス調査
- ・市交通量調査 (H22～R5)

# 第2章 自転車利用の現状

## ⑥通勤・通学での自転車利用状況

・通勤・通学に自転車を利用している15歳以上の人口は平成12年から令和2年でやや減少しています。

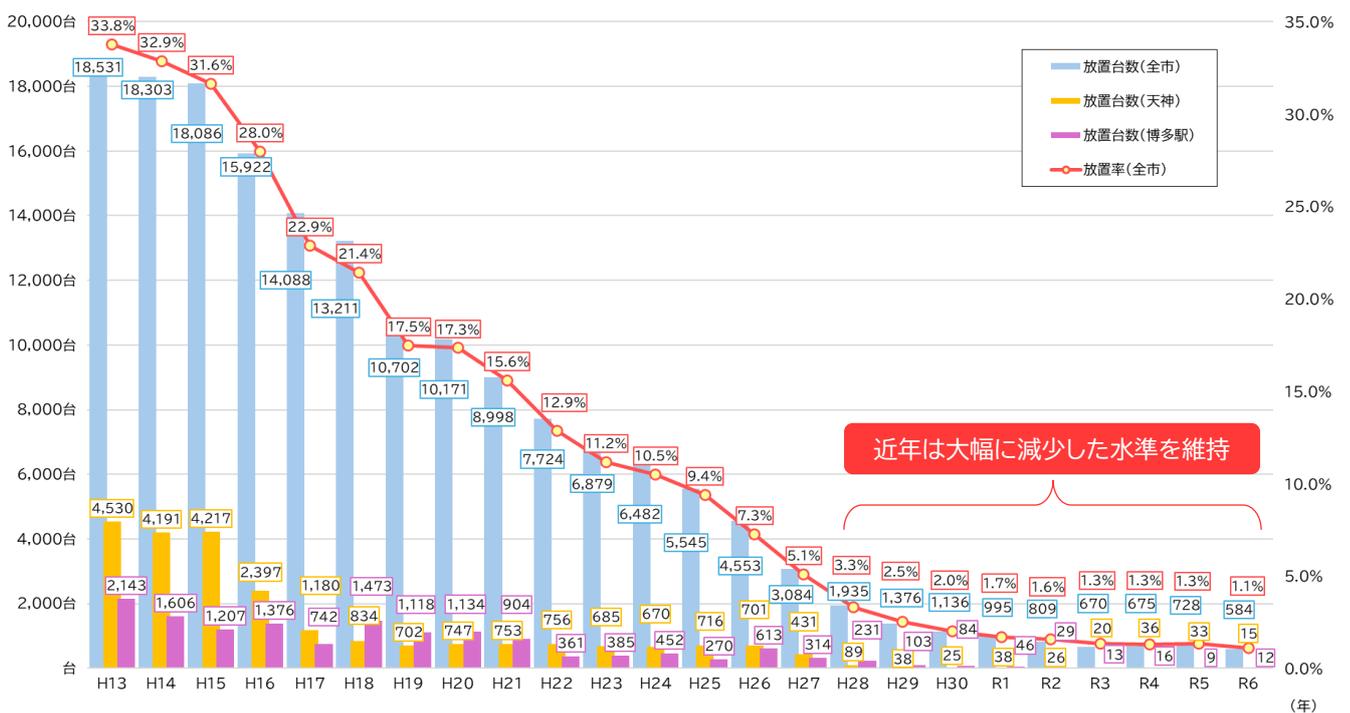
■通勤・通学での自転車利用者数



資料:国勢調査

## ⑦市内の放置自転車

・福岡市内の放置自転車台数は、平成13年に天神地区が全国ワースト1位を記録しましたが、これまでの官民合わせた駐輪場の整備や放置自転車撤去、街頭指導等による啓発などの継続的な取り組みにより、近年は大幅に減少した水準を維持しており、良好な市民の駐輪マナーを維持しています。

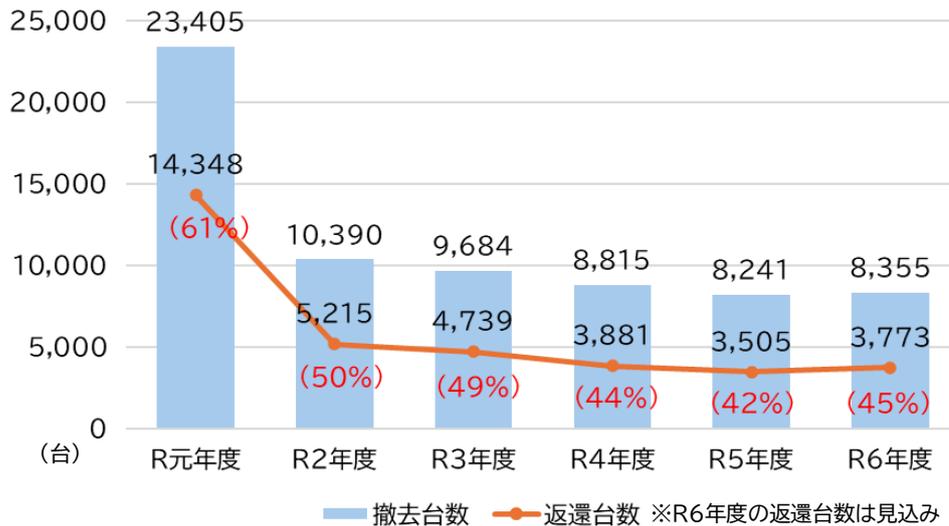


資料:自転車等駐車実態調査(道路下水道局)



### ⑧年度別自転車撤去台数と返還台数

・福岡市内の放置自転車の台数は大幅に減少してきていますが、依然として毎年約8千台の自転車が撤去されています。



資料:道路下水道局

### ⑨鉄道駅周辺駐輪場の利用状況

・市営及び官民共同駐輪場の収容台数及び1日平均利用台数は、平成13年から大きく増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で1日平均利用台数は減少しましたが、その後回復傾向にあります。

#### ■市営及び官民共同駐輪場の利用状況



資料:道路下水道局

# 第2章 自転車利用の現状

## ⑩シェアサイクルの利用状況

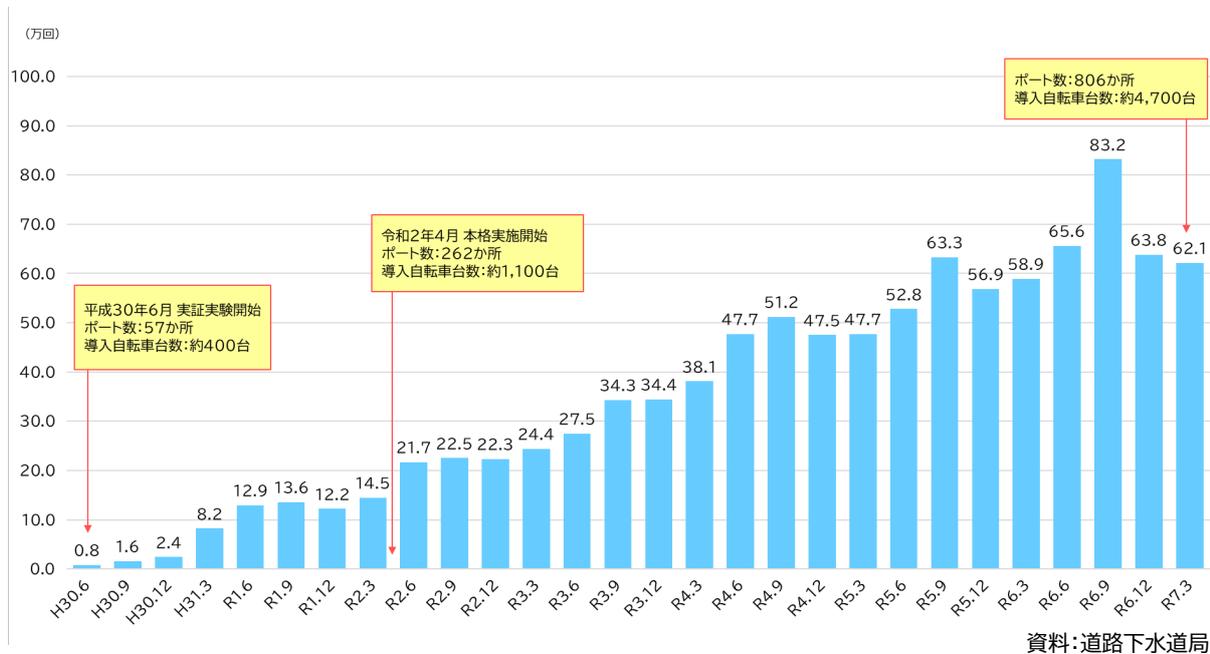
・平成30年から実証実験を開始し、令和2年度より共同事業(福岡スマートシェアサイクル事業)を実施しているシェアサイクルは、令和7年3月末時点でポート数が806か所、導入自転車台数約4,700台となり、月間ライド数は最も多い月で事業開始時の約104倍となる約83.2万回(令和6年9月)となっています。

・福岡市民のシェアサイクルの認知度は88.0%※1、満足度は91.5%※2となっており、市民の身近な移動手段として定着しています。

※1:市政アンケート令和4年度アンケートより、「チャリチャリを知っていたか」における「知っており、利用したこともある」、「知っているが、利用したことはない」の合計

※2:市政アンケート令和4年度アンケートより、「チャリチャリのサービスに満足しているか」における、「満足」、「どちらかといえば満足」の合計

### ■シェアサイクルの月間総ライド数の推移

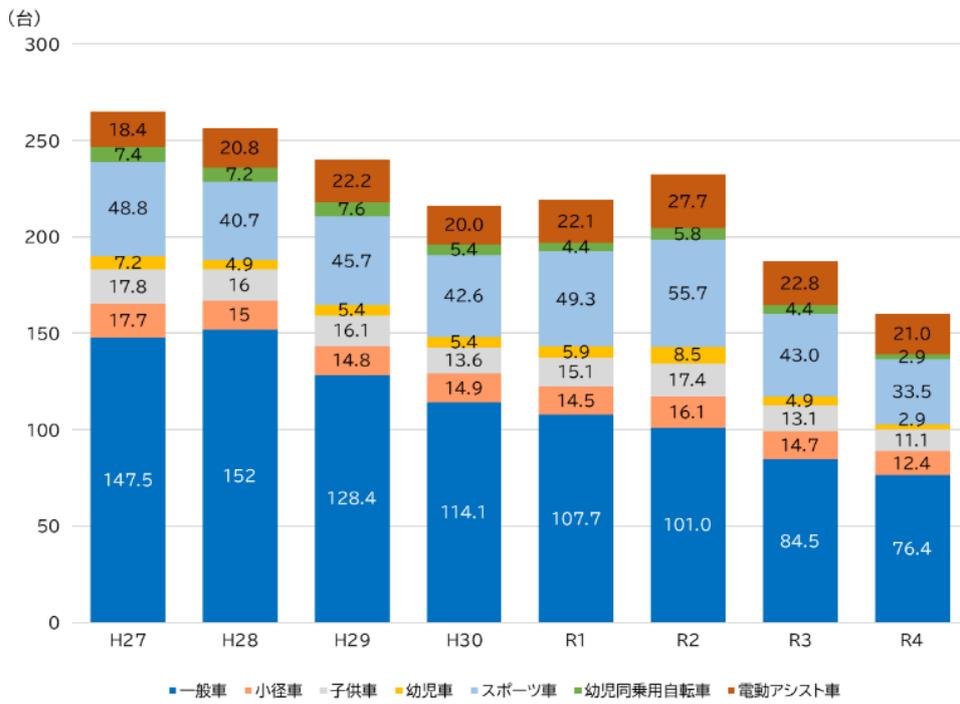




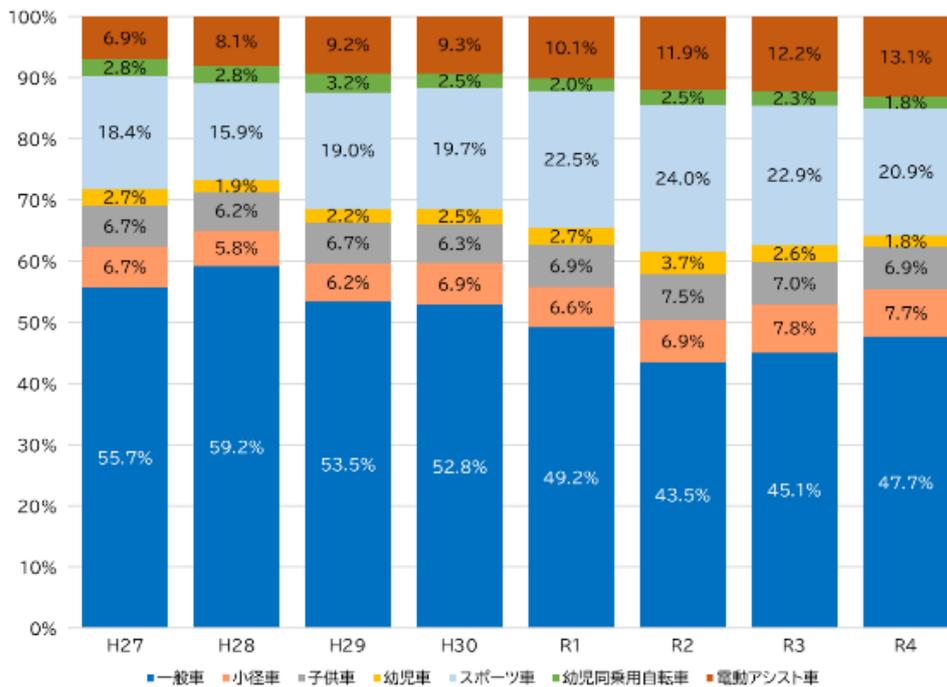
## ⑪車種別販売台数の推移

・近年、自転車の利用目的や嗜好が多様化し、様々な自転車が普及しており、一般車に次いで、スポーツ自転車と電動アシスト付の販売台数が多くなっています。

### ■自転車の車種別販売台数の推移



### ●販売割合の推移



出典：(財)自転車産業振興協会、自転車国内販売動向調査

# 第2章 自転車利用の現状

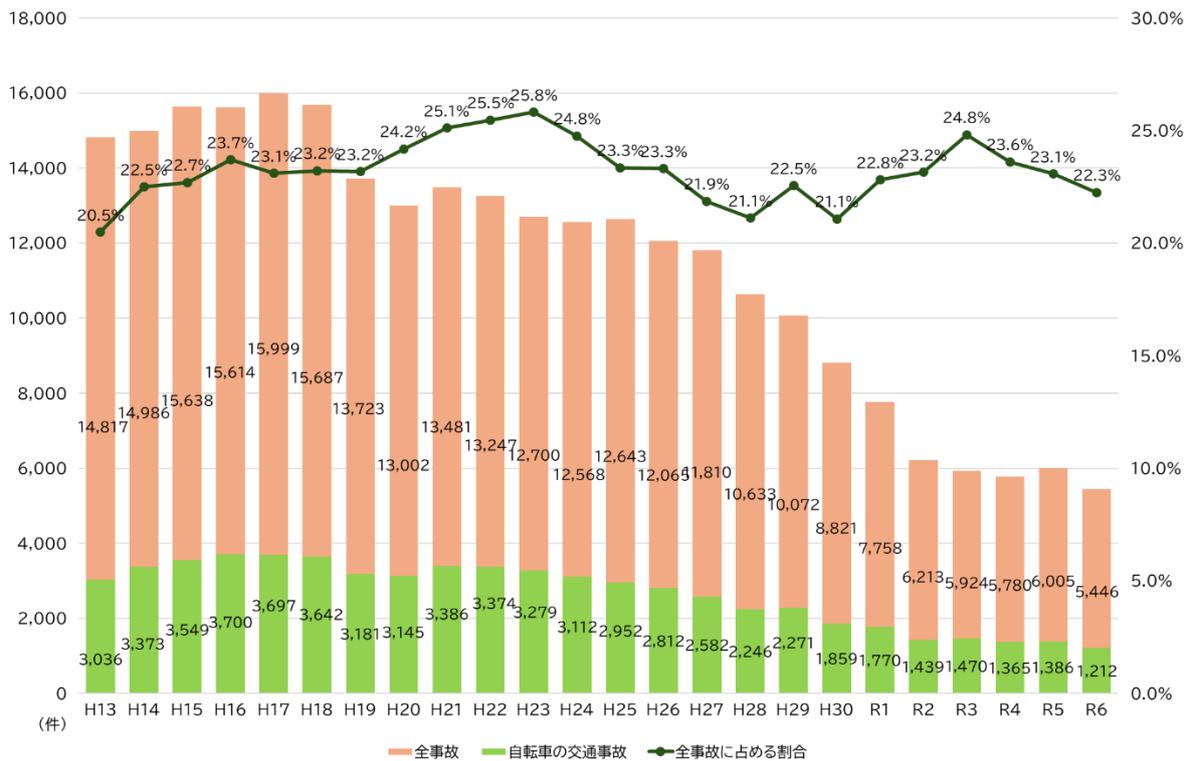
## (2) 自転車事故の状況

### 事故特性

- ・福岡市内の自転車関連事故は減少傾向にあり、この間、自転車通行空間整備が進んでいることから、一定の効果が考えられる。
- ・一方、自転車が加害者となる対歩行者の事故件数は減らず、横ばいとなっており、自転車対歩行者の事故の半数が歩道上で発生している。
- ・都心や副都心で自転車事故件数が多い路線が多くみられる。

### ① 福岡市の交通事故

- ・福岡市内の交通事故及び自転車関連事故は減少傾向にありますが、全交通事故に占める自転車関連事故の割合は横ばい傾向となっています。

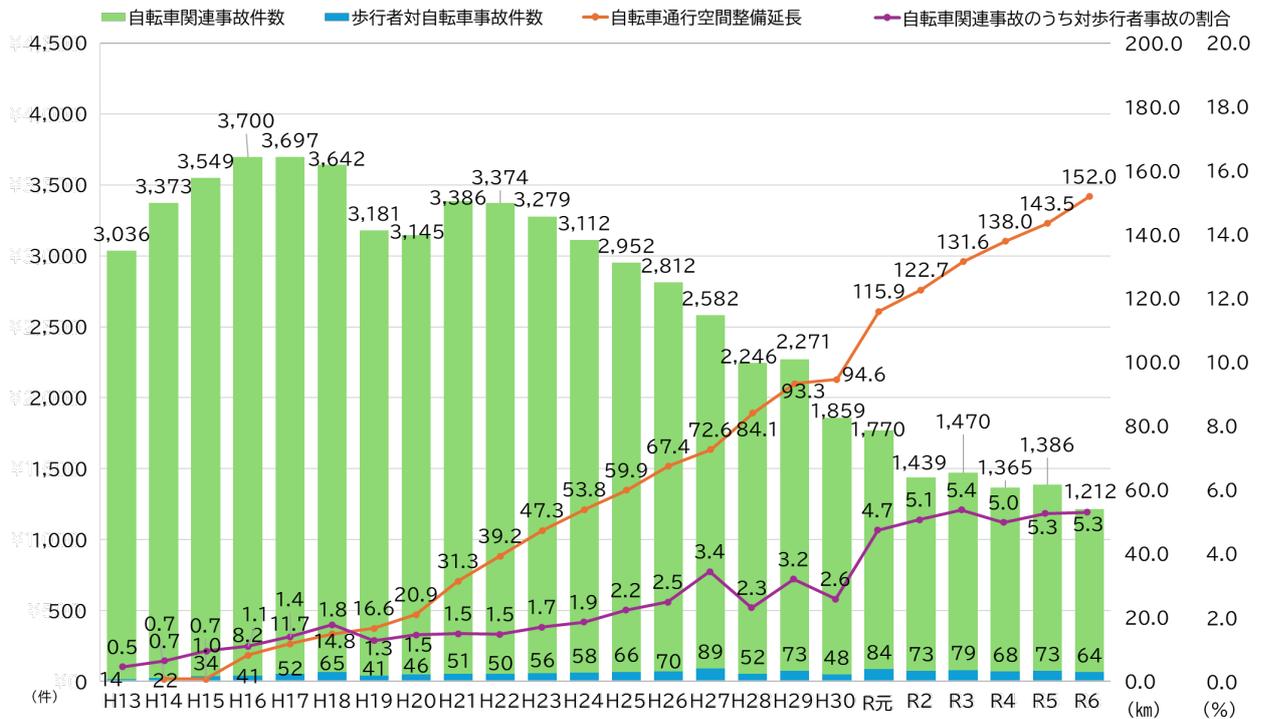


資料：市民局「福岡市の交通事故」



## ②自転車関連事故の発生状況

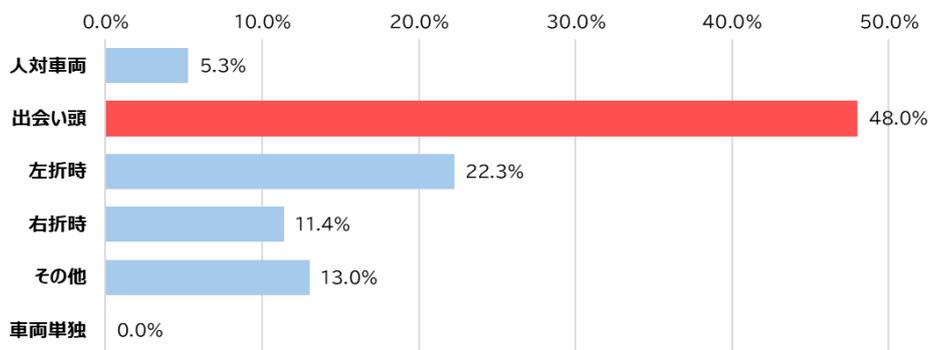
・福岡市内の自転車関連事故はピークの平成16年と比べ、令和6年では6割以上減少しています。この間、自転車通行空間整備は大きく進み、一定の効果が考えられます。一方、歩行者対自転車の事故の件数は減っておらず、横ばい傾向となっています。



資料：福岡県警「交通事故統計」

## ③事故類型別発生件数

・自転車関連事故の発生件数の約5割が出会い頭で発生しており、逆走防止等の対応が必要です。

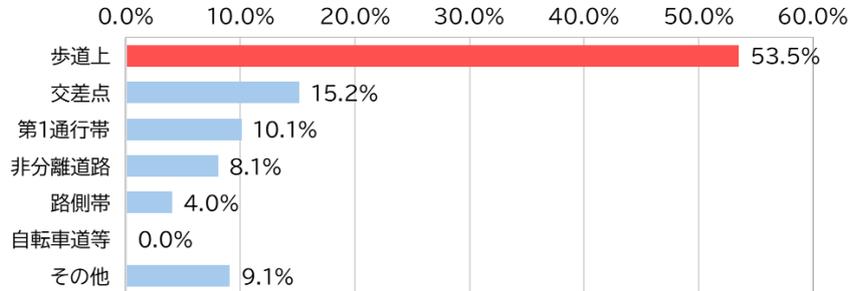


資料：市民局「福岡市の交通事故(令和6年)」

## 第2章 自転車利用の現状

### ④ 自転車対歩行者衝突地点別発生状況

・自転車対歩行者事故の約5割が歩道上で発生しています。



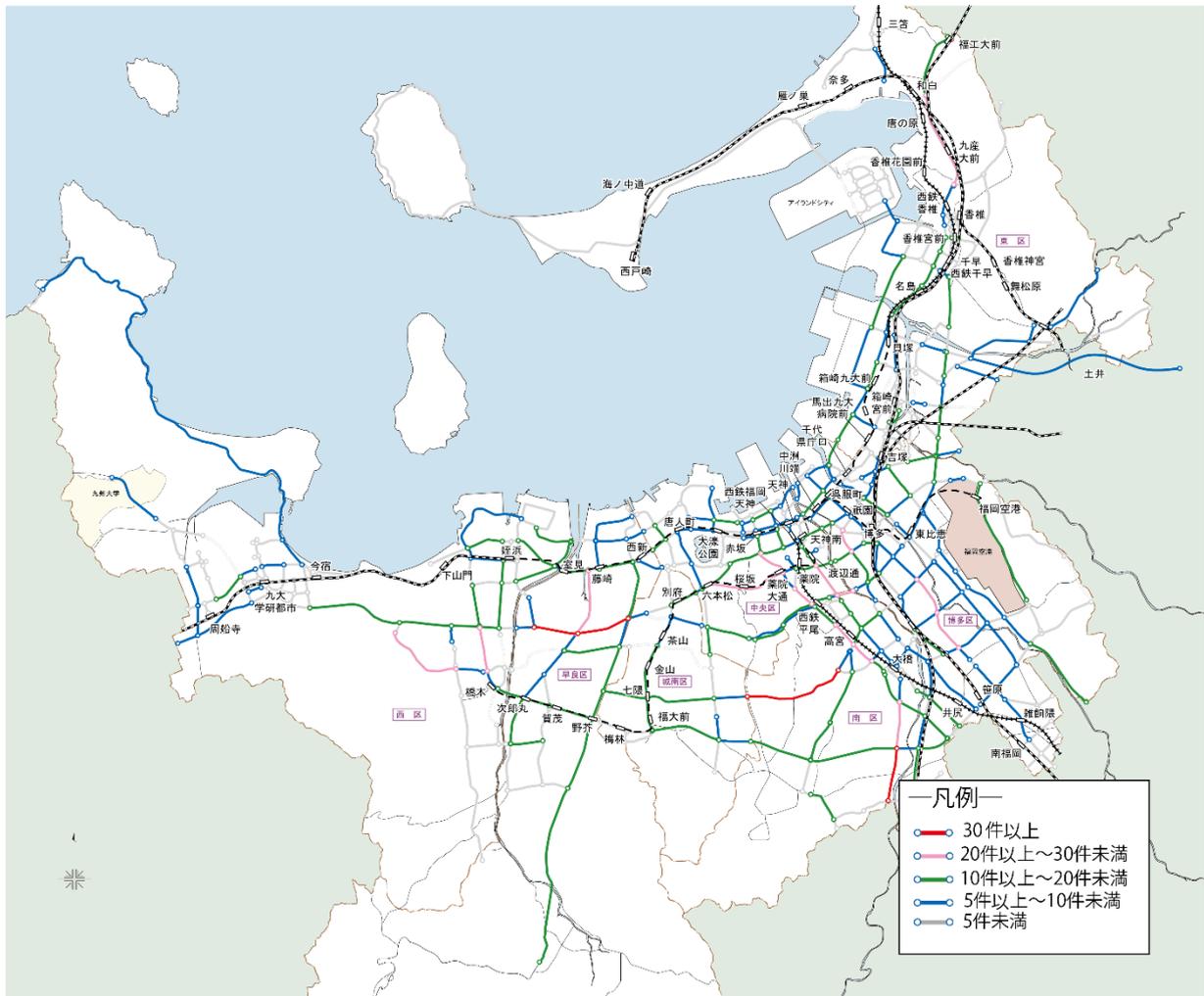
資料：福岡県警察「令和6年自転車関連事故の交通事故分析」

### ⑤ 市内幹線道路の自転車事故発生件数

・福岡市内の路線別の事故発生件数をみると、天神・博多等の都心部だけでなく、藤崎や長住など、都心部以外のエリアでも事故の多い路線がみられます。

#### ■ 自転車事故発生件数

一区間あたりの自転車事故件数(R2～R5)



出典：福岡県オープンデータ 「福岡県交通事故データ」



### (3)自転車に関する市民の意識

#### 自転車に関する意識

- ・自転車が安全でスムーズに走ることができることについて、「不満」「どちらかといえば不満」の占める割合が約64%となっている。
- ・力を入れていくべき道路事業をみると、歩道の設置や拡幅、段差解消が最も大きく、次いで自転車通行空間の整備が55.3%となっている。
- ・自転車の走行マナーについてみると、「良い」の割合は令和3年度から令和5年度で2ポイント高くなっているが、「どちらかといえば悪い」「悪い」が全体のおよそ70%を占めている。

令和6年度市政アンケート調査結果(回答者数:552人)より

#### ①道路の安全性や走行性について

- ・道路の安全性や走行性についてみると、自転車<sup>①</sup>が安全でスムーズに走ることができることについて、「不満」「どちらかといえば不満」の占める割合が約64%となっています。

#### 道路の安全性や走行性について

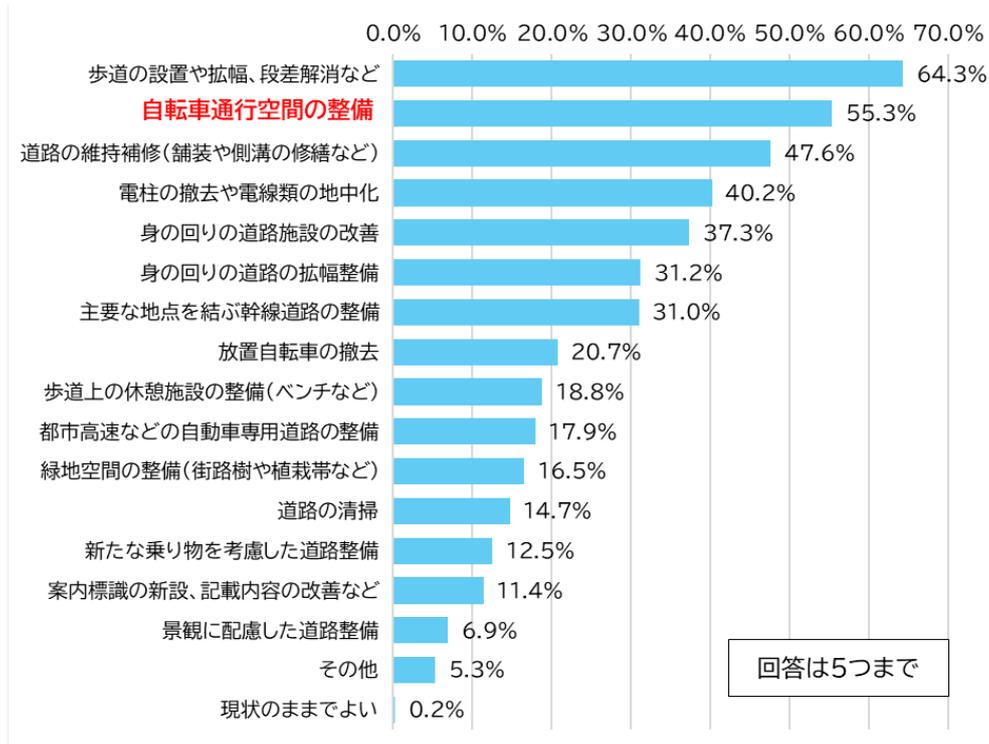


## 第2章 自転車利用の現状

### ②力を入れていくべき道路事業について

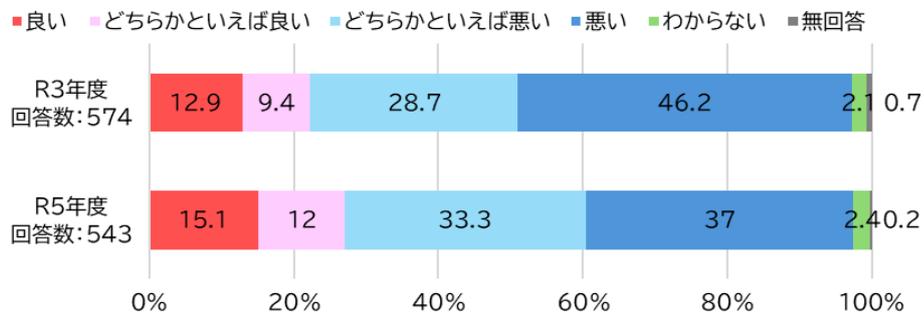
・力を入れていくべき道路事業をみると、歩道の設置や拡幅、段差解消が最も大きく、次いで自転車通行空間の整備が55.3%となっています。

#### 力を入れていくべき道路事業



### ③自転車の走行マナーについて

・自転車の走行マナーについてみると、「良い」の割合は令和3年度から令和5年度で2ポイント高くなっていますが、「どちらかといえば悪い」「悪い」が全体のおよそ70%を占めています。





## (4)社会情勢の変化

### 社会情勢の変化

- ・信号無視や携帯電話を使用しながらの運転などの自転車の交通違反に反則金を納付させる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が令和8年4月1日に施行される予定。
- ・令和5年4月1日、自転車乗車時のヘルメット着用が、年齢問わず努力義務となった。
- ・福岡市を訪れる観光客や外国人入国者は、徐々に回復しつつある。
- ・令和5年7月1日からは、電動モビリティのうち一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車」と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されている。
- ・福岡市は、「脱炭素社会の実現に向けた福岡市行動宣言」を令和4年7月1日に行った。

### ① 交通反則通告制度(青切符)の導入(0章の再掲)

- ・改正道路交通法により、自転車の交通違反に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りが導入されることになりました。信号無視や携帯電話を使用しながらの運転などが対象となり、令和8年4月1日に施行される予定となっています。



信号無視



一時不停止



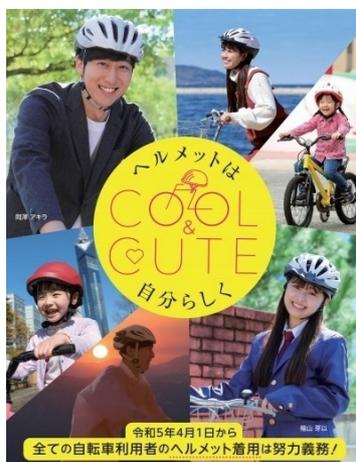
逆走



携帯電話使用

### ② ヘルメット着用の努力義務化(0章の再掲)

- ・令和5年4月1日に「道路交通法の一部を改正する法律」が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が、年齢問わず努力義務となりました。



交通安全をなくす福岡県民運動本部



交通安全をなくす福岡県民運動本部

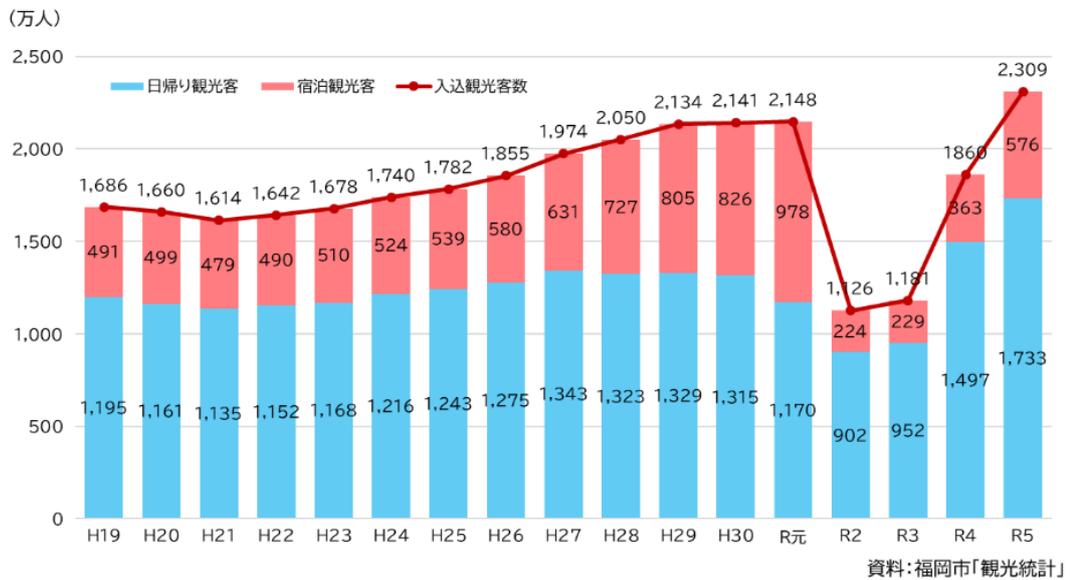
出典:福岡県「自転車乗車用ヘルメット着用啓発チラシ」

# 第2章 自転車利用の現状

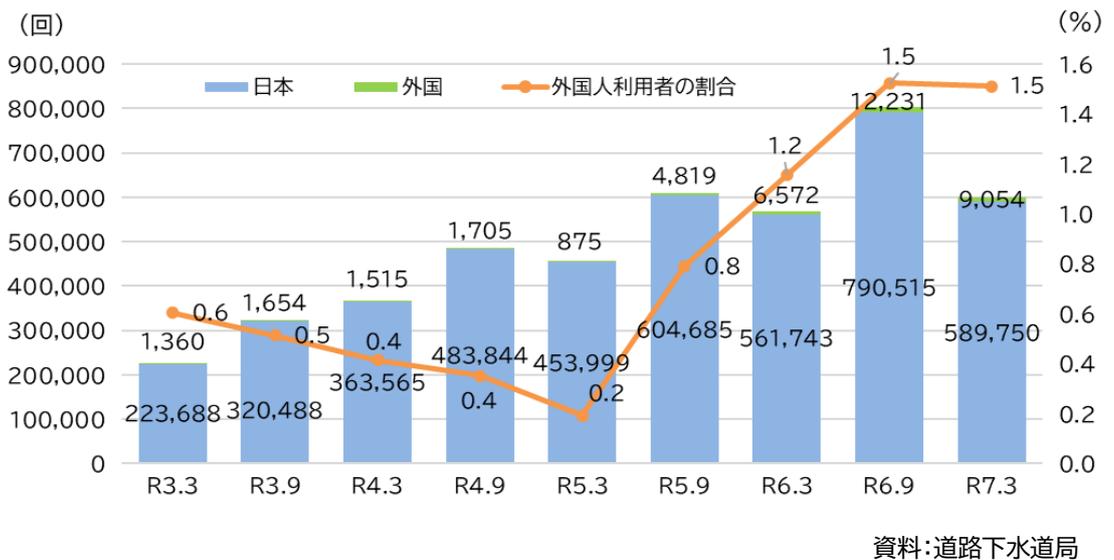
## ③インバウンドの回復

- ・福岡市を訪れる観光客や外国人入国者は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度以降大きく減少していましたが、徐々に交流人口が回復しつつあります。
- ・福岡スマートシェアサイクル事業におけるシェアサイクルの外国人利用回数は、近年、増加しています。

### ■入込観光客数の推移



### ■シェアサイクルの利用回数の推移 (福岡スマートシェアサイクル事業)



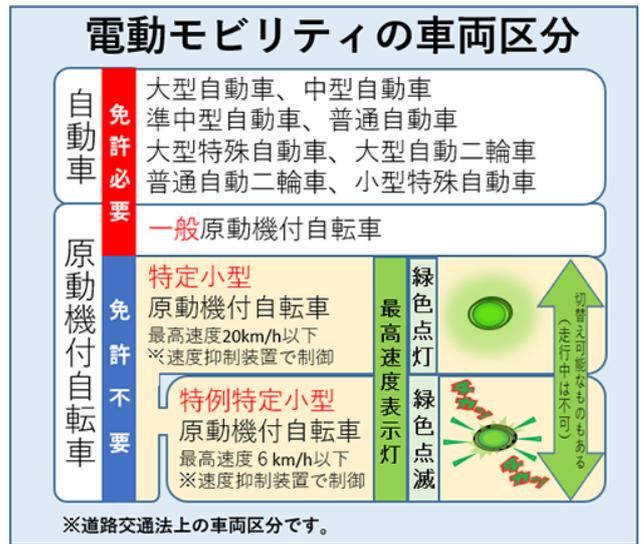


#### ④特定小型原動機付自転車の普及(0章の再掲)

令和5年7月1日からは、電動モビリティのうち一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車」と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されています。

車道通行が原則で、最高速度は20km/h以下であり、「特例特定小型原動機付自転車」の場合、自転車通行可の歩道も走行可能ですが、最高速度6km/h以下などの条件があるため、利用にあたっては注意が必要です。

なお、16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止されています。



資料:警視庁ホームページより

#### ① 保安基準への適合が必要です!

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

##### ■主な基準項目



##### ■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報はこちら】  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html)  
 【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rct/hotline.html>



#### ② ナンバープレートが必要です!

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化!

#### ③ 自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています!

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

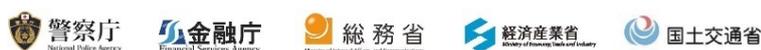
【自賠責保険(共済)の詳細はこちら】  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険(共済)

#### 交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzaen/tokuteikogata.html>



資料:国土交通省ホームページより